

日本遺産デジタルスタンプラリー実施業務委託に関する質疑書への回答（受付順）

※該当箇所、質問については質疑書の内容を転記しています。

No	該当箇所	質問	回答
1	仕様書 2. 業務内容 (2) 広報関係	「日本遺産のロゴ」、「栃木県誕生150周年のロゴ」は甲より提供いただける認識でよいでしょうか。	「日本遺産のロゴ」は甲から提供します。「栃木県誕生150周年のロゴ」は栃木県のホームページからダウンロードしてください。
2	仕様書 2. 業務内容 (2) 広報関係	チラシ、ポスターの印刷部数について、想定の数値はございますでしょうか。	チラシ5000部、ポスター100部程度を想定しますが、この限りではありません。案がありましたらご提案ください。
3	仕様書 2. 業務内容 (5) スタンプラリー賞品当選者の決定、賞品の手配・発送	令和2年度に甲が実施した「地域資源と連携した日本遺産の魅力創出事業」の成果物であるおみやげ品試作品を盛り込むなど、内容及び数量については、甲と協議の上決定すること。  仕様書記載の上記において、「おみやげ品試作品」の内容と手配する際の原価費用についてご教示いただきたい。	令和2年度に実施した際の試作品の仕様、原価等については、別紙「R2おみやげ品試作品」をご確認ください。 ただし、仕様については令和2年度の試作品作成の際の仕様であり、同等品以上のものであれば材料等はこの限りではありません。
4	仕様書p1 2(1)ウ	〔質問〕 QRコードについての質問があります。そのリンク先は日本遺産や自治体のウェブサイト・ドメインに限定されるのでしょうか。 それとも、弊社のドメインを利用したり、新たにドメインを設けることは可能でしょうか。 〔質問をした意図〕 日本遺産等のサイト内に特設ページを作るとなると、すでに契約されているサイト制作会社などにページの作成やコーディングなどを依頼をする必要があり、それだけで費用がかさむのと、本事業独自のデザインができなくなる可能性があること。逆に、弊社に限らず、他社様も自分で持っているドメインであれば、費用はかからなくて済むため、お見積額に影響があるため、質問をさせていただきました。	リンク先に日本遺産や自治体のウェブサイトを指定することはできません。 既にお持ちの自社のドメインの利用や、新たにドメインを設定してください。

5	仕様書p1 2(1)カ	スタンプラリーの開催期間はおおむね何日以上を想定しておけばいいでしょうか。	8月上旬から11月末日までの期間中、継続して実施する想定です。
6	仕様書p1 2(1)オ	構成文化財でない地点も提案可能とのことですが、こちらは一般的な商店や飲食店なども含まれても問題はないでしょうか。	日本遺産那須野が原のPRに協力する地点であれば、一般の商店や飲食店などを含んでも問題はありません。
7	仕様書p2 2(2)イ	広告の提案、広告媒体の決定についての記載がありますが、提案、媒体の決定後、実際に広告掲載を掲載するにあたってかかる費用(たとえばネット広告)に関しては本事業の予算内で行うということでしょうか。	広告を掲載するにあたってかかる費用は本業務の予算内で行ってください。 また、広告に限らず、本業務に係る全ての費用を含めて見積書を作成してください。見積額の他に追加で予算を措置することはできません。
8	仕様書p2 2(5)イ	スタンプラリー賞品について、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会が令和二年に作られたおみやげ品試作品のほかに関しては本事業の予算内で制作、または手配をする、ということでしょうか。	令和2年度の「おみやげ品試作品」は、あくまで試作品であり、今回の業務で、試作品そのものを賞品として提供するものではありません。賞品については、この試作品を参考に、同等品以上の賞品を作成してください。 また、試作品を参考にした賞品以外の賞品についても、すべて予算内で制作、手配してください。見積額の他に追加で予算を措置することはできません。 なお、試作品については令和2年度事業の成果物であるため、那須塩原市役所西那須野庁舎で見せすることはできますが、貸出はできません。
9	(5)スタンプラリー賞品当選者の決定、賞品の手配・発送	令和2年度に甲が実施した「地域資源と連携した日本遺産の魅力創出事業」の成果物であるおみやげ品試作品を盛り込む ⇒具体的にはどういったものを想定されているのでしょうか？	令和2年度に実施した際の試作品と仕様について、別紙「R2おみやげ品試作品」をご確認ください。
10	(5)スタンプラリー賞品当選者の決定、賞品の手配・発送	また、上記の成果物を景品とする場合、受託者側で買い上げとなるのでしょうか？あるは無償でご提供いただけるのでしょうか。	No.8の回答を参照ください。
11	仕様書2ページ 2 業務内容について	広報物等を作成するにあたり、協議会がお持ちのロゴや写真素材等や地域の白地図等のデータを提供いただくことは可能か。	ロゴや写真素材は協議会が持っているものについて申請の上、提供可能です。白地図等は本協議会では持ち合わせておりません。

12	仕様書(2)業務目的	貴協議会において関心が高く LINE に取り入れたコンテンツなどございますか。	LINEに取り入れたコンテンツなどはありません。
13	仕様書 2 業務内容(1)ウ	位置情報や写真の活用についてどのような活用を想定されてますでしょうか。	二次元コードの変わりに位置情報や写真を活用しても良いという意味です。
14	仕様書 2 業務内容(1)キ	段階的な応募条件とは、集めるスタンプの個数によって賞品に差をつけるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。全てのスタンプを集めなくとも、スタンプの個数によって応募できるようにすることで、より多くの方に参加いただけたと考えております。
15	仕様書 2 業務内容(2)ア	日本遺産のロゴ、栃木県誕生 150 周年のロゴについては貴協議会からデータのご共有を頂ける認識でよろしかったでしょうか。また、チラシ・ポスターそれぞれ最低部数はございますか。	ロゴについてはNo.1の回答を参照ください。 チラシ・ポスターについてはNo.2を参照ください。
16	仕様書 2 業務内容(5)イ	賞品の個数に上限はございますか。	賞品の個数に上限はありません。できるだけ多くの方に賞品を提供いただきたいと考えております。
17	実施要領 1 目的	過去に同様のスタンプラリー事業を行っていますか。行っている場合、課題感と実施した効果があり本事業でも引き続き行いたいことがあればご教示ください。	過去に同様のスタンプラリーの事業は行っておりません。
18	実施要領 7 評価方法等(2)	選定委員会に参加される職員の方の担当課をご教示いただけますか。	本協議会が設置した文化振興担当課、観光振興担当課の委員が選定します。
19	実施要領 7 評価方法等(2)イ	プレゼンテーションは WEB にて実施することは可能でしょうか。	WEBでの実施の予定はありません。会場のみです。
20	評価基準	ご提示いただいている「日本遺産那須野が原デジタルスタンプラリー実施業務委託 評価基準」以外の審査基準がございましたら、ご共有いただくことは可能でしょうか。	評価基準以外の審査基準は設定しておりません。
21	仕様書1-(2)	「幅広い世代が参加できるデジタルスタンプラリー」とあるが、ターゲット層をご教示ください。 ターゲット層によってはデジタルスタンプラリーが適さない場合も考えられるが、あくまでもデジタル想定でしょうか？	デジタルスタンプラリーに参加できる世代がターゲットです。デジタル想定です。

22	仕様書2-(1)-エ	「アプリを活用する場合には利用料が無料のものとする」とあるが、参加者が無料で使えればよいという認識で良いでしょうか？	参加者が無料で使用できれば問題ありません。
23		当事業の受託者をプロポーザルで決めるのは今年が初めてでしょうか。もし以前にも同様のプロポーザルを実施している場合、過去それぞれの年の受託者、並びに施策の詳細な内容を教えて頂けたら幸いです。	本協議会でデジタルスタンプラリーを実施するのは初めてなので、過去に同様の事業のプロポーザル実績はありません。
24		同様の施策を過去に実施している場合、前年度施策の課題や改善点を教えてください。実施していない場合は現段階での当事業における課題をご教示ください。	過去に同様の施策を実施したことはありません。実施前なので、現段階で当事業の課題はありません。
25		本業務において使用可能なSNSアカウントをご教示ください。	使用可能なSNSアカウントはありません。
26	仕様書 「2業務内容」(1)カ	スタンプラリーの開催期間は、8月頭～11月末の丸々4か月間実施しなければならないか。8月～11月の間であれば自由に提案可能か。最低実施ヶ月数などの制限はあるか。	No.5の回答を参照ください。
27	仕様書 「2業務内容」(2)ア	チラシ(A4版)、ポスター(B2)の作成部数はそれぞれ何部必要か。	No.2の回答を参照ください。
28	仕様書 「2業務内容」(5)イ	令和2年度に実施の「地域資源と連携した日本遺産の魅力創出事業」の成果物であるおみやげ品試作品、とあるが、おみやげ品試作品の内容や単価を確認する方法はあるか。また、賞品となるおみやげ品試作品は無償提供いただけるものか(受託社の買取になるか)。	No.8の回答を参照ください。